

部活動指導員について

1 宮城県中総体要項における「部活動指導員」の扱い

<p>(1) 監督、引率は当該校の校長・教員・部活動指導員（※1）とする。ただし、部活動指導員は教育委員会設置要項のもと、以下の条件を満たしていなければならない。</p> <p>① 満20歳以上であること。</p> <p>② 主催者からの要望があった場合、大会運営に協力する姿勢があること。</p> <p>③ 他校と兼務していないこと。</p> <p>④ 中学校体育連盟の主催する研修会を受講していること。</p> <p>⑤ 次のいずれかに当てはまる者とする。</p> <p>ア 教育職員免許法に基づく免許を有する者。</p> <p>イ 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導資格を有する者。</p> <p>ウ 競技の専門性と学校教育に関する理解を有し、適切な指導を行うことのできる者。</p> <p>※1 ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者であり、学校設置者により任用されている者をいう。</p> <p>(2) 部活動指導員が監督、引率をする場合は、教育活動の一環としての大会であるとの観点から、「顧問または当該部活動を担当する教諭等」（※2）がチームに帯同すること。</p> <p>※2 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」1部活動指導員の職務 第2留意事項 (3)(4)より。</p>
--

※これらはいくまでも「**中体連主催大会への参加**」のためだけのものである。

通常の活動や練習試合、連盟や協会主催の大会等における指導・引率・監督等に関しては「学校判断」であり、中体連は関与しない。

※「中体連主催大会」であっても、部活動指導員を「**外部コーチ**」として登録する場合は、**上記の条件は適用しない**。

2 「部活動指導員」が県中総体で『引率・監督』となる場合の流れ

日程・内容	学校・部活動指導員・県中体連事務局の作業等
○部活動指導員の任用	<ul style="list-style-type: none"> 校長が上記1（1）の内容に当てはまるか確認 部活動指導員が研修会を受講する場合、学校（担当者）が様式1「受講申込書」を県中体連事務局へFAXで送付
<p>【4月23日】※中止※</p> <p>第1回部活動指導員研修会</p> <p>【6月22日】</p> <p>第2回部活動指導員研修会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県中体連事務局で研修会実施（50分程度） 部活動指導員は、学校が申し込んだ日程の研修会を受講 日程の都合が付かない場合、学校（担当者）が県中体連事務局に連絡、相談
○各研修会終了後 (県中体連事務局の作業)	<ul style="list-style-type: none"> 受講者へ、学校長宛の「受講修了通知（文書）」と本人宛の「受講修了証」を配付 受講修了者の所属校（担当者）へ、研修会を受講修了した旨をFAXで連絡 受講修了者の所属する郡市中体連および県専門委員長へ、受講修了者名簿をメールで送付
○書類の受取と保管	<ul style="list-style-type: none"> 学校（担当者）は、部活動指導員から学校長宛の「受講修了通知（文書）」を受け取り、本人宛の「受講修了証」の控えを保管
○県大会申込書作成 ○部活動指導員確認書作成	 <ul style="list-style-type: none"> 部活動指導員が「引率・監督」となる場合、申込書の欄に記入 学校長が「受講修了通知（文書）」と「受講修了証」の控えを確認した後、様式2「部活動指導員確認書（校長承諾書）」を県専門部へ提出
○県中総体抽選会	<ul style="list-style-type: none"> 抽選の前までに様式2「部活動指導員確認書」を提出（期限厳守）

3 研修の受講について

(1) 日程・会場

- ①宮城県中体連主催 第1回部活動指導員研修会 → 中止
~~日時：4月23日(木) 17:00～17:50 会場：仙台市立鶴が丘中学校 2階 会議室~~
- ②宮城県中体連主催 第2回部活動指導員研修会
日時：6月22日(月) 17:00～17:50 会場：仙台市立鶴が丘中学校 2階 会議室

(2) 研修内容

- ①部活動指導とは ②学校・顧問との連携 ③生徒理解・生徒指導と部活動
④部活動の健康・安全管理 ⑤中学校体育連盟と部活動

(3) 研修会受講申込および受講修了の確認方法

- ①学校(担当者)は、「部活動指導員研修会受講申込書」を県中体連事務局へFAXで送付
②学校(担当者)は、県中体連事務局から、研修会を受講修了した旨のFAXを確認
③学校(担当者)は、部活動指導員から学校長宛の「受講修了通知(文書)」を受け取り、本人宛の「受講修了証」の控えを保管
④学校(担当者)は、「部活動指導員確認書(校長承諾書)」を作成
⑤学校(校長)は、「受講修了通知(文書)」と「受講修了証」の控えを確認した後、「部活動指導員確認書(校長承諾書)」に職印を押印
⑥学校(担当者)は、県中総体抽選会までに「部活動指導員確認書」を県専門委員長へ提出
⑦県専門部(委員長)は、「部活動指導員確認書」と「受講修了者名簿」を確認

(4) 研修を受ける上での留意事項

- ①研修は、**第1回・第2回のどちらかを受講すればよい。※同じ内容で実施**
②**研修会受講修了証の有効期限は5年間とする。**※毎年受講する必要はなく、5年毎の更新
③仕事の関係等で日程の都合が付かない場合、学校(担当者)が県中体連事務局に連絡、相談する。状況によっては別日程で研修会を実施することもあり得る。

4 部活動指導員の上位大会での扱いについて

(1) 全国・東北・県 すべてに共通していること

「部活動指導員とは、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者であり、学校設置者により任用されている者であること」

(2) 全国大会での扱い

- ①部活動指導員の単独引率「可」
②学校長が認めた者であれば「可」(条件は特になし)

(3) 東北大会での扱い

- ①部活動指導員の単独引率「可」
②県の規定と同じ条件である

(4) 県大会での扱い

- ①部活動指導員の単独引率は「不可」。引率・監督としての登録は「可」
②「顧問または当該部活動を担当する教諭等の帯同」が必要
③東北の規定と同じ条件である

ただし、規定上、部活動指導員が**宿泊を伴う引率**をすることは認められていない。

5 参加申込書の形式について

参加申込書の引率及び監督の部分において、何らかの形で「校長・教員」か「部活動指導員」かが分かるようにすること。

(例)

引率責任者	校長・教員・部活動指導員 (いずれかに○を付けること)
監督	校長・教員・部活動指導員 (いずれかに○を付けること)

令和2年4月22日

宮城県内各中学校長 様

宮城県中学校体育連盟
会長代行 日置 利道
(公印略)

部活動指導員の研修会について

このことについて、下記のとおり実施いたします。

本連盟では、部活動指導員について、令和元年度より宮城県中学校総合体育大会における引率監督としての登録を認めております。その条件の一つとして、上記大会における要項「引率者および監督」で、「**中学校体育連盟の主催する研修会を受講していること**」としています。

つきましては、貴校部活動指導員が上記大会へ「**引率・監督**」としての登録する際には、**本連盟主催の研修会へ受講が必須**となりますので、各校での周知並びに研修会の受講についてご高配いただきますようお願い申し上げます。

記

- 日時 : ~~第1回研修会 4月23日(木) 17:00~17:50~~ ※中止※
第2回研修会 6月22日(月) 17:00~17:50
※ どちらか1回を受講すること
- 会場 : 仙台市立鶴が丘中学校 2階会議室 (会場校敷地内に駐車可)
- 内容 : ①部活動指導とは ②学校・顧問との連携 ③生徒理解・生徒指導と部活動
④健康・安全管理の徹底 ⑤中学校体育連盟と部活動
- 申込み : 別紙のFAX送信票【様式1】にて、下記の期日までに申し込むこと。
~~①第1回研修会: 4/20(月)まで~~ ②第2回研修会: 6/17(水)まで
- 受講後の手順等

事務局・専門部の動き	部活動指導員・学校の動き
①事務局から部活動指導員へ修了証の配布	①学校の担当者が申込書(様式1)をFAXで送付
②事務局から専門部、地区中体連へ「受講者名簿」を送付	②研修会に参加し、修了証を受領
③専門部は、抽選会で「受講者名簿」と「部活動指導員確認書」「参加申込書」を照合	③修了証を学校長へ提出
	④学校長は「部活動指導員確認書」(様式2)を作成・提出
	⑤顧問は抽選会で「部活動指導員確認書」と「参加申込書」を提出

- その他 : ご不明の点がありましたら、下記連絡先へお問い合わせください。

宮城県中学校体育連盟 事務局

住 所 仙台市泉区鶴が丘2-1-1
(仙台市立鶴が丘中学校内)

TEL 022-725-4207

FAX 022-725-4208

【様式1】

**部活動指導員研修会 受講申込書
(F A X 送 信 票)**

(F A X 番号)

送信先 宮城県中学校体育連盟 事務局 022-725-4208

送信元 _____ 学校 氏名 _____

「部活動指導員研修会」に下記の者が参加いたします。

○を付けてください↓

参加する研修会	第1回研修会 4/23 (木)	中 止
	第2回研修会 6/22 (月)	

~~※ 第1回研修会の申し込みは、4/20 (月) まで~~
※ 第2回研修会の申し込みは、6/17 (水) まで

(ふりがな)
部活動指導員氏名

担当部活動

年齢

歳

現任校での指導歴

年

○を付けてください↓

保有する資格等

教育職員免許法に基づく免許	
日本スポーツ協会公認スポーツ指導資格	
保有する資格はない	

令和2年4月22日

宮城県内各中学校長 殿

宮城県中学校体育連盟
会長代行 日置 利道
(公印略)

部活動指導員確認書(校長承認書)の提出について

このことについて、貴校生徒及びチームが宮城県中学校総合体育大会の出場に際して部活動指導員が引率者・監督になられる場合、以下の点に留意してご提出願います。

- 1 宮城県中学校総合体育大会要項により、「引率者および監督」における部活動指導員の扱いについては、以下のよう規定されています。

- (1) 監督、引率は当該校の校長・教員・部活動指導員(※1)とする。ただし、部活動指導員は教育委員会設置要項のもと、以下の条件を満たしていなければならない。
- ① 満20歳以上であること。
 - ② 主催者からの要望があった場合、大会運営に協力する姿勢があること。
 - ③ 他校と兼務していないこと。
 - ④ 中学校体育連盟の主催する研修会を受講していること。
 - ⑤ 次のいずれかに当てはまる者とする。
 - ア 教育職員免許法に基づく免許を有する者。
 - イ 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導資格を有する者。
 - ウ 競技の専門性と学校教育に関する理解を有し、適切な指導を行うことのできる者。
- ※1 ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者であり、学校設置者により任用されている者をいう。
- (2) 部活動指導員が監督、引率をする場合は、教育活動の一環としての大会であるとの観点から、「顧問または当該部活動を担当する教諭等」(※2)がチームに帯同すること。
- ※2 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」 1部活動指導員の職務 第2留意事項(3)(4)より。

- 2 部活動指導員確認書(校長承認書)【様式2】は、部活動指導員の資格を正しく確認し、トラブルを防止するため、貴校の部活動指導員が本連盟主催の研修会を受講後、貴職が修了証を確認してから、宮城県中学校総合体育大会の各競技専門部(実行委員会)に提出してください。

- 3 ご不明の点がありましたら、下記連絡先へお問い合わせください。

宮城県中学校体育連盟 事務局

住 所 仙台市泉区鶴が丘2-1-1
(仙台市立鶴が丘中学校内)

TEL 022-725-4207

FAX 022-725-4208

【様式2】

令和 年 月 日

宮城県中学校体育連盟 会長 様

(各競技専門部実行委員会 経由)

学 校 名

校長氏名

公印

住 所

T E L

F A X

部活動指導員確認書 (校長承認書)

令和 年度宮城県中学校総合体育大会出場に際して、本校が下記の者を部活動指導員として登録するにあたり、貴連盟が定める宮城県中学校総合体育大会要項に記載の「引率者及び監督等」の項に違反していないことを確認しました。

部活動指導員

(ふりがな) 氏 名			
性 別	男 ・ 女	年 齢	歳
任 命 者			

※任命者の記入例……「〇〇県教育委員会, □□市教育委員会, 学校法人△△学園等」

校長記入欄

当てはまる欄に✓を入れてください↓

①満20歳以上であることを確認している	
②主催者からの要望があった場合、大会運営に協力する姿勢があることを確認している	
③他校と兼務していないことを確認している	
④中学校体育連盟の主催する研修会を受講したことを確認している ----- 受講の日程 () 月 () 日	
⑤次のいずれかに当てはまる者であることを確認している	X
ア 教育職員免許法に基づく免許を有する者	
----- イ 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導資格を有する者	
----- ウ 競技の専門性と学校教育に関する理解を有し、適切な指導を行うことのできる者	